

消 食 表 第 2 5 9 号  
平 成 2 6 年 1 0 月 3 0 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長

特定保健用食品の表示許可等について

健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品は、販売に供する食品につき、食生活において特定の保健の目的で摂取する者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の許可を受けなければならない又は外国においてその旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の承認を受けることができるという制度です。

これまで特定保健用食品の制度の運用においては、複数の通知に基づき行われていましたが、今般、特定保健用食品の表示許可等に必要な通知をまとめ、別添1から別添4のとおり特定保健用食品の取扱い及び指導要領等を新たに定めることとしました。

ついては、今後、特定保健用食品の表示許可等に際して、当該事項に留意して添付資料等を作成いただくよう貴管下関係者等に対する周知方お願いします。

なお、特定保健用食品の表示許可等に関しては、これまで下記の通知が発出されているところですが、これらの通知を廃止することとし、今後は本通知に基づき対応をお願いします。

記

- ・保健機能食品制度の見直しに伴う特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領の改正について（平成17年2月1日付け食

安発第0201002号)

- ・ 特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項について(平成17年2月1日付け食安新発第0201002号)
- ・ 特定保健用食品における疾病リスク低減表示について(平成17年2月1日食安新発第0201003号)
- ・ 特定保健用食品(規格基準型)制度の創設に伴う規格基準の設定等について(平成17年7月1日食安発第0701007号)
- ・ 特定保健用食品(規格基準型)の食品形態について(平成17年7月1日食安新発第0701001号)
- ・ 特定保健用食品(規格基準型)の成分規格の一部改正等について(平成18年7月21日食安発第0721001号)
- ・ 「特定保健用食品(規格基準型)制度の創設に伴う規格基準の設定等について」の一部改正について(平成21年8月27日食安発0827第2号)
- ・ 「特定保健用食品(規格基準型)の食品形態について」の一部改正について(平成21年8月27日食安新発0827第1号)